

**休学中の学生を対象とした第二種奨学金の継続貸与について（採用後の支援）**

第二種奨学金の貸与を受けている者（令和4年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認められた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

**1. 対象学種**

- (1) 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- (2) 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

**2. 対象学年**

全学年

**3. 対象者の要件**

次の(1)～(3)の全てを満たす者

- (1) 令和4年度に第二種奨学金の貸与を受けている者
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 申請時において既に復学している者は対象外です。

※ 令和3年度から休学し令和4年度も継続して当該活動を行っている者も対象となりますが、令和4年度に新たに申請する者については、継続貸与の開始は令和4年4月以降となります。

- (3) (2)の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

**4. 提出書類**

「休学时奨学金継続願」

**5. 提出期限**

毎月5日（奨学金担当窓口の休業日を除く）

※ 提出書類に不備等がない場合は、日本学生機構において復活（又は振込保留解除）の処理を行い、提出の翌月に当該活動の開始（令和4年4月以降）に遡って奨学金を振り込みます。

※ 当該活動を行う2か月前から当該活動を開始後2か月後までを目安として、奨学金担当窓口書類を提出してください。

※下記宛先に必ず簡易書留にて郵送ください。(持参可)

東大阪キャンパス	〒577-8502 東大阪市小若江3-4-1 近畿大学 学生部奨学課 休学中の第2種奨学金継続貸与受付係 宛	学生部奨学課 (06) 4307-3064
奈良キャンパス	〒631-8505 奈良県奈良市中町3327-204 近畿大学 奈良キャンパス学生センター 学生支援課 宛	学生支援課 (0742) 43-1849
大阪狭山キャンパス	〒589-8511 大阪府大阪狭山市大野東377-2 近畿大学医学部 学務課 休学中の第2種奨学金継続貸与受付係 宛	学務課 (072) 366-0221
和歌山キャンパス	〒649-6493 和歌山県紀の川市西三谷930 近畿大学 和歌山キャンパス学生センター 教務・学生担当 奨学金係宛	教務・学生担当 (0736) 77-3888
広島キャンパス	〒739-2116 広島県東広島市高屋うめの辺1番 近畿大学 広島キャンパス学生センター 休学中の第2種奨学金継続貸与受付係 宛	学生担当 (082) 434-7007
福岡キャンパス	〒820-8555 福岡県飯塚市柏の森11-6 近畿大学産業理工学部 学生支援課 休学中の第2種奨学金継続貸与受付係 宛	学生支援課 (0948) 22-5655

## 6. 貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

※ 当該休学期間における活動開始年月が令和4年4月~9月の者に限ります。

(令和4年10月以降に活動を開始する者の取扱いは、改めてご連絡します。)

※ 令和3年度に1年未満の継続貸与を受けた者は、残り月数分の継続貸与を受けることができます。例えば、令和3年度に当該支援の継続貸与を6か月受けた者が、令和4年度に新たに当該支援を申請する場合は、残り6か月の貸与継続が可能です。

## 7. 提出等にかかる留意点

(1) 活動内容を選択の上、活動内容詳細欄に次の2点を記載してください。

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動(具体的に記載)を行うこと」
- ・「奨学金の継続が必要であること」

(2) 断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として在学学校長が認める場合は、貸与を受けることができます。

(3) 対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます（学業成績不振による卒業延期を除く）。

(4) 活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学时奨学金継続願」に記載の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。なお、活動期間を延長する場合や、休学期間を短縮する場合は、各キャンパスの担当窓口にご連絡ください。

(5) 当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、上記(4)と同様に休止処理を行います。

(6) 令和3年度に当該支援の申請を行い、令和4年4月以降も当該支援の対象者として貸与を継続（最大1年）している者は、改めて書類を提出する必要はありません。

以上